

山武市農業構想策定支援業務委託プロポーザル実施要領

山武市では、基幹産業である農業の担い手不足や耕作放棄地に対する対策等、農業を取り巻く諸問題に対応し、持続的に農業を維持、発展させる施策を計画的に展開するための基本計画となる「山武市農業構想」を策定します。

本構想は、農地の保全、担い手の確保、営農の効率化などについて施策を示すとともに、人口減少や少子高齢化に対応した構想を策定する必要があります。

については、豊富な経験と高い専門知識を基に、本市の特性に合わせた構想内容の提案や構想を策定していくための助言や支援を受け、策定業務を円滑に進めるため、一定の基準で評価選定をする公募型プロポーザル方式によって受託事業者を特定するものです。

1 業務名

山武市農業構想策定支援業務委託

2 業務内容

別添「山武市農業構想策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

3 上限額

総額 9,460,000円（税込み）を上限とする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月10日（月）まで

5 参加資格

参加者は、参加申込書提出から受託候補者の特定までの間に次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）
- (2) 山武市競争入札有資格者名簿の大分類「調査・計画」に登録していること。（登録申請中も可とする。その場合は申請中であることが確認できる書類を提出すること。）
- (3) 山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成18年山武市訓令第40号）及び千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日千葉県制定）又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日千葉県制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 山武市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年山武市告示第27号）に定める除外措置要件に該当していないこと。

- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

6 公募型プロポーザル方式への参加申込手続

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 資料の交付

本プロポーザルに係る資料等は、山武市ホームページからダウンロードすること。
アドレス：<https://www.city.sammu.lg.jp>

(2) 提出書類

- ① 山武市公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式1－添付）
- ③ 企画提案書（任意様式）
- ④ 提案見積書（様式3）

※ ①、②及び④は、各1部、③は、原本1部及び副本（提案者名記載ないもの）10部を提出すること。

(3) 提出方法及び提出期限

① 提出方法

市役所への持参又は郵送により提出すること。

② 提出期限

令和6年5月22日（水） 午後5時まで

※持参の場合は、山武市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限内必着とするため、到達の記録がわかる方法（簡易書留等）での郵送とすること。郵送の場合は、下記まで電話連絡すること。

③ 提出場所

〒289-1392

千葉県山武市殿台296番地

山武市役所 産業振興部 農政課 農政係

電話0475-80-1211

(4) 企画提案書及び見積書について

① 企画提案書の書式

以下の点に留意の上作成すること。

- ア 表紙をつけること。なお、原本の表紙はタイトル及び提案者名を記入し、副本には記入しないこと。
- イ タイトルは、「山武市農業構想策定支援業務委託提案書」とすること。
- ウ A4サイズの片面印刷で20枚以内（表紙を除く）に収めること。
- エ モノクロ・カラーの別は問わない。
- オ 簡潔にわかりやすく、適宜、図等を活用しながら作成すること。
- カ 文字の大きさは、11ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさに作成すること。
- キ 過度な装飾は避けること。
- ク ファイル等で綴じて、製本すること。

②企画提案書の内容

以下の項目に沿って記載すること。

- ア 業務体制、業務担当者、業務責任者のプロフィール等
業務責任者及び担当者として予定する者の氏名、担当分野、本業務における役割及び連絡体制等は必ず記載すること。
- イ 業務フロー
- ウ 主な作業項目と業務遂行スケジュール
- エ 企画提案事項

以下の点について提案を求める。

※山武市農業構想において特に重視すべき点

- ・耕作放棄地に対する対策、農地の保全
- ・担い手の確保、育成と新規就農者への支援
- ・有機農業の推進
- ・営農の効率化、収益性の向上
- ・ブランド化、特産品の創出
- ・持続可能な農業の実現

- オ その他アピールポイント

③見積書

人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を添付すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

本業務に関する委託業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。ただし、応募が4者以上の場合については、事前審査を実施し、上位3者となった者について、プレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) プレゼンテーション等について

- ①日 程 令和6年5月31日(金)を予定
日時は変更する可能性があるため、プレゼンテーション実施対象者には、確定後、個別に連絡するものとする。
- ②会 場 山武市役所
- ③出席者 各者3名以内(本業務の主担当者を含む。)
※主担当者とは市事務局との連絡調整を最も多く行う者で、必ず契約終了まで携わる者とする。
- ④発表時間 1者当たり 30分程度
1. プレゼンテーション(20分)
2. 提案書の内容等に関する質疑応答(10分程度)
- ⑤その他
・プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、原則各事業者で用意すること。
・プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。
・プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外します。
・詳細な時間等については、後日電子メール等で通知します。

8 審査結果等

- (1) 参加事業者が4者以上であった場合、事務局により、提出された書類による事前審査を行う。結果については、プレゼンテーション参加者にのみ、個別に電子メール等により連絡する。
- (2) 委託業者選定委員会において、最も優秀とされた者を受託候補者とする。
- (3) 最終審査結果は、結果通知書によりプレゼンテーション参加者全員に通知するとともに、山武市ホームページにより公表する。
- (4) 受託候補者を特定した過程や評価結果については、山武市情報公開条例に基づき対応する。
- (5) 審査は、非公開とする。
- (6) 当該審査に関する異議は、一切応じない。

9 契約の締結

- (1) 市は、受託候補者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。
- (2) 受託候補者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合、市は、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、市は、次点者に速やかに連絡する。
- (3) 契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

1 0 質問票の提出

本プロポーザル及び本業務委託に関する事務的な質問に限り受け付ける。

- (1) 提出期限 令和6年5月13日(月)まで
- (2) 提出方法 質問票(様式2)に必要事項を記入し、添付ファイルにて事務局宛てに電子メールで提出すること。
電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問」に統一すること。
メールアドレス nosei@city.sammu.lg.jp
電話での問い合わせには、応じないものとする。
- (3) 回 答 令和6年5月16日(木)までに、質問内容と回答を原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する。

1 1 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・受託候補者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
 - ・企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明した場合。
 - ・その他本事業の実施にふさわしくない行為が行われた場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は、提出された提案書類について、受託予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は原則認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 提案者が1者の場合、本プロポーザルを取り止めることがある。
- (9) 別途定めるプロポーザル評価基準による参加者の評価点が6割を超えなかったときは、契約を締結しない。

(10) プロポーザルに係る説明会については、開催を予定していない。

(11) 参加を辞退する場合は、契約の相手方が決定するまでに、「参加辞退届出書（様式4）」を提出すること。

なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取り扱いを受けるものではない。

1 2 スケジュール

本件プロポーザルに係るスケジュールは、以下のとおりとする。

手続き等の名称	日程・締切
実施要領等の公表	令和6年4月23日(火)
質問書の提出期限	令和6年5月13日(月)
質問書回答予定日	令和6年5月16日(木)
参加申込期限	令和6年5月22日(水)午後5時まで
プレゼンテーション 実施予定日	令和6年5月31日(金)
結果通知書送付予定日	令和6年6月上旬予定
見積書提出	令和6年6月上旬予定
契約締結	令和6年6月中旬予定

1 3 事務局（問合せ先・提出先）

山武市役所

産業振興部 農政課 農政係

住 所 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

電 話 0475-80-1211

F A X 0475-82-2107

E-mail nosei@city.sammu.lg

ホームページ <https://www.city.sammu.lg.jp>